

①国名	ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)				
②名称	Ministry of Industrialization and Trade (MIT) Business and Intellectual Property Authority (BIPA)				
③所在地	3 Ruhr Street, PZN Holdings Building, Windhoek, Namibia P. O. Box 185 Windhoek				
④連絡先	(電話) (264) 61 299 4400 (FAX) (E-mail) info@bipa.na (internet) http://www.bipa.na/				
⑤組織の長	Registrar : Ms. Vivienne Elke Katjiuongua				
⑥沿革	(1) 1884年南西アフリカとしてドイツ保護領となる。1920年から南アフリカの委任統治となったが、1968年の委任統治終了後も南アフリカが支配、1990年3月21日に完全独立した。 (2) 1990年に憲法が制定され、2014年10月13日に改正された。憲法第16条にはナミビア国民に財産不可侵が規定されているが、外国民は法律で取得制限可能と定められている。 (3) 1916年に、特許、意匠、商標及び著作権に関する法律No.9が施行された。この1916年法は、その後1978年までに改正され、1978年4月28日に施行された。 (3) 商標については、1973年に、商標法No.48が1974年1月から施行された。この1973年の商標法は、1989年Government Notice No. AG40により改正された。 (4) 2012年に工業所有権法が法律No.1として統合され、2016年に法律No.9として改正、2018年8月1日から施行されている。 (5) 会社及び知的所有権の登録に関して業務の改善及び効果的な管理を目的に、2017年法律No.8に基づき、会社及び知的所有権庁が設立された。				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、集積回路配置権、商号及び会社登記				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1991/12/23	1990/3/21			
	ナイロビ(著作権)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		2004/1/1			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
				2004/6/30	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	脱退	2004/6/30	2004/1/1		
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数			32	61
		(内 外国出願)			16	
		(内日本から)				
		(内 PCT ルート)			3	46
	実用新案	全数	5		4	
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	90	47	97	67
		(内 外国出願)	57	47	60	67
		(内日本から)	1	1		
	商標	全数	2,470	869	1,699	767
		(内 外国出願)	2,209	868	1,367	767
		(内日本から)	23	21	27	11
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	21		29	3
		(内 外国出願)	15		13	
		(内日本から)				
		(内 PCT ルート)				
	実用新案	全数	5		4	
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	91	40	86	57
		(内 外国出願)	60	40	52	57
		(内日本から)	1			
商標	全数	3,971	898	2,525	862	
	(内 外国出願)	3,728	897	2,209	862	
	(内日本から)	29	23	35	21	
出典：WIPO IP Statistics						
組 織						
〈組織図〉	<p>会社及び知的所有権庁(the Business and Intellectual Property Authority, BIPA)は、貿易産業省(Ministry of Trade and Industry)の下部機関で、評議会(The Board)と執行機関とからなる。BIPAの長官(Chief Executive Officer)は登録官(Registrar)を兼務し、知的財産については、知的財産登録局長(Executive: Intellectual Property Registration Services)、特許、商標並びに知的財産執行組織(IP Enforcement and Framework)等の部長(Director)が管理している。</p>					

①国名	<p style="text-align: center;">ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2018年8月1日施行 工業所有権法(2022年10月6日までの修正を含む)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国、ハラレ議定書締約国、PCT 締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。(法第 23 条) 委託契約又は雇用契約による発明は、定めがない場合、報酬を支払うことを条件に委託先又は雇用主に帰属する。(法第 21 条)
	⑥現地代理人の必要性及びその資格	要。出願人がナミビアに通常の住所又は主たる事業所を有さない場合、ナミビア在住の弁護士又は代理人名簿に登録されている者を代理人に選任しなければならない。(法第 211 条)
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。(法第 45 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (法第 12 条(1)、第 13 条)
	⑩グレース・ピリオド	有。次の事項の出願日(優先日)前 6 月以内の開示は新規性を考慮されない ・出願人又はその前任者が行った開示及びこれらの者に対して第三者が行った不正行為。(法第 14 条(2))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論、数学的手法。(2) 美的創作物。 (3) ビジネス又はゲームをするための計画、規則又は方法。 (4) コンピュータプログラム。(5) 情報の提示。 (6) 人間または動物の治療のための診断、治療および外科手術の方法。 (7) 微生物以外の植物及び動物並びにこれらを生産のための生物学的方法(微生物学的補法は除く)。 (8) 人体およびそのすべての要素の全体または一部。 (9) ゲノム及び生殖細胞を含む自然生物並びに生物学的材料。 (10) 既知の製品、物質(誘導體・組成物・剤型等の相違も既知)、方法、機械又は装置の新たな用途、使用方法、寸法・材料の変更。ただし、対象物の品質が本質的に変更される場合及び格別な効果を奏する場合を除く。 (以上、法第 17 条) (11) 公序良俗に反する発明。 (12) 人体、動物及び植物の生命又は健康への脅威並びに環境への重大な危害。(以上、法第 18 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式、産業上の利用可能性、新規性、進歩性、不特許事由、単一性及び方式要件(開示要件、記載要件を含む)について行なわれる。 (法第 35 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。特許査定となってから公告される。(法第 39 条)
	⑯異議申立制度の有無	無。

①国名	<p style="text-align: center;">ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)</p>																							
特許制度	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、何人も無効を裁判所に提訴することができる。期限の定めはない。(法第 65 条)																						
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年又は登録から 3 年のいずれも徒過すれば、何人も強制ライセンスの供与を裁判所に請求できる。(法第 55 条)																						
	⑲費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">・ 出願基本料</td> <td style="text-align: right;">1000 NA\$</td> </tr> <tr> <td>・ 追加出願料 (独立クレームあたり)</td> <td style="text-align: right;">200 NA\$</td> </tr> <tr> <td>・ 登録料</td> <td style="text-align: right;">500 NA\$</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金 (出願からの年数)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">1-6 年次 (1 年あたり) : 200NA\$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 年次 : 450NA\$</td> <td style="text-align: right;">13 年次 : 750NA\$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 年次 : 500NA\$</td> <td style="text-align: right;">14 年次 : 800NA\$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 年次 : 550NA\$</td> <td style="text-align: right;">15 年次 : 850NA\$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 年次 : 600NA\$</td> <td style="text-align: right;">16 年次 : 900NA\$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 年次 : 650NA\$</td> <td style="text-align: right;">17 年次 : 950NA\$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 年次 : 700NA\$</td> <td style="text-align: right;">18 年次 : 1,000NA\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">19 年次 : 1,000NA\$</td> </tr> </table>	・ 出願基本料	1000 NA\$	・ 追加出願料 (独立クレームあたり)	200 NA\$	・ 登録料	500 NA\$	1-6 年次 (1 年あたり) : 200NA\$		7 年次 : 450NA\$	13 年次 : 750NA\$	8 年次 : 500NA\$	14 年次 : 800NA\$	9 年次 : 550NA\$	15 年次 : 850NA\$	10 年次 : 600NA\$	16 年次 : 900NA\$	11 年次 : 650NA\$	17 年次 : 950NA\$	12 年次 : 700NA\$	18 年次 : 1,000NA\$		19 年次 : 1,000NA\$
・ 出願基本料	1000 NA\$																							
・ 追加出願料 (独立クレームあたり)	200 NA\$																							
・ 登録料	500 NA\$																							
1-6 年次 (1 年あたり) : 200NA\$																								
7 年次 : 450NA\$	13 年次 : 750NA\$																							
8 年次 : 500NA\$	14 年次 : 800NA\$																							
9 年次 : 550NA\$	15 年次 : 850NA\$																							
10 年次 : 600NA\$	16 年次 : 900NA\$																							
11 年次 : 650NA\$	17 年次 : 950NA\$																							
12 年次 : 700NA\$	18 年次 : 1,000NA\$																							
	19 年次 : 1,000NA\$																							
	⑳料金減免措置の有無	無。																						
	㉑PCT における国内料金の減額措置の有無	無。																						
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハラル議定書に基づきナミビアを指定した特許は、登録官が ARIPO 事務局に無効の決定を通知しない限り、国内特許と同じ効力を有する。(法第 44 条(3)) ・ PCT に基づき、特許庁は指定国官庁として処理を行う。 																						

①国名	<p style="text-align: center;">ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)</p>	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2018年8月1日施行 工業所有権法(2022年10月6日までの修正を含む)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、ハラレ議定書締約国、PCT締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。(法第23条) 委託契約又は雇用契約による発明は、定めがない場合、報酬を支払うことを条件に委託先又は雇用主に帰属する。(法第21条)
	⑥現地代理人の必要性及びその資格	要。出願人がナミビアに通常住所又は主たる事業所を有さない場合、ナミビア在住の弁護士又は代理人名簿に登録されている者を代理人に選任しなければならない。(法第211条)
	⑦出願言語	英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年。(法第88条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (法第12条(1)、第13条)
	⑩グレース・ピリオド	有。次の事項の出願日(優先日)前6月以内の開示は新規性を考慮されない ・出願人又はその前任者が行った開示及びこれらの者に対して第三者が行った不正行為。(法第14条(2))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論、数学的手法。(2) 美的創作物。 (3) ビジネス又はゲームをするための計画、規則又は方法。 (4) コンピュータプログラム。(5) 情報の提示。 (6) 人間または動物の治療のための診断、治療および外科手術の方法。 (7) 微生物、植物及び動物並びにこれらを生産のための生物学的方法。 (8) 人体およびそのすべての要素の全体または一部。 (9) ゲノム及び生殖細胞を含む自然生物並びに生物学的材料。 (10) 既知の製品、物質(誘導体・組成物・剤型等の相違も既知)、方法、機械又は装置の新たな用途、使用方法、寸法・材料の変更。ただし、対象物の品質が本質的に変更される場合及び格別な効果を奏する場合を除く。 (以上、法第17条、第86条(1)) (11) 公序良俗に反する発明。 (12) 人体、動物及び植物の生命又は健康への脅威並びに環境への重大な危害。(以上、法第18条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式、産業上の利用可能性、新規性及び不特許事由について行なわれる。 (法第35条、第87条(2)、(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。登録査定となってから公告される。(法第39条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、何人も無効を裁判所に提訴することができる。期限の定めはない。(法第65条)

①国名	<p style="text-align: center;">ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)</p>	
実用新案 制度	⑱実施義務	有。出願日から4年又は登録から3年のいずれも徒過すれば、何人も強制ライセンスの供与を裁判所に請求できる。(法第55条)
	⑲費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] ・出願料 500 NA\$ ・登録料 500 NA\$ [実用新案権維持に掛かる費用] 年金(1回のみ): 200NA\$
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金の減額措置の有無	無。
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラル議定書に基づきナミビアを指定した特許は、登録官がARIPO事務局に無効の決定を通知しない限り、国内実用新案と同じ効力を有する。(法第44条(3)) ・PCTに基づき、特許庁は指定国官庁として処理を行う。

①国名	<p style="text-align: center;">ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2018年8月1日施行 工業所有権法(2022年10月6日までの修正を含む)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国、ハラレ議定書締約国、ハーグ条約締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。(法第95条) 委託契約又は雇用契約による発明は、定めがない場合、報酬を支払うことを条件に委託先又は雇用主に帰属する。(法第97条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がナミビアに通常の住所又は主たる事業所を有さない場合、ナミビア在住の弁護士又は代理人名簿に登録されている者を代理人に選任しなければならない。(法第211条)
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から15年。年間更新料を納付することで権利は維持される。(法第111条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用・内外国刊行物。(法第94条(1))
	⑩グレース・リオド	有。次の事項の出願日(優先日)前12月以内の開示は新規性を考慮されない ・出願人又はその前任者が行った開示及びこれらの者に対して第三者が行った不正行為。(法第94条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 ・商業上の目的で生産することを目的としない物品の意匠 ・果たすべき機能又は必要とされる特徴のみからなる意匠 ・構成の方法又は原理 ・公序良俗に反する意匠 (法第93条)
	⑫実体審査の有無	有。意匠であること、新規性、不登録対象及び方式要件。(法第103条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(法第92条)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人は出願時に、出願日から12月を超えない期間で公開の延期を請求することができる。(法律第100条(4))

①国名	<p style="text-align: center;">ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)</p>	
意匠制度	①異議申立制度の有無	無。
	②無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、何人も何時でも裁判所に無効を請求することができる。(法第 121 条)
	③登録表示義務	無。
	④費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願基本料 200 NA\$ ・ 追加出願料 (1 意匠あたり) 50 NA\$ ・ 登録料 50 NA\$ ・ 公告料 100 NA\$ ・ 証明書発行手数料 100 NA\$ <p>[意匠権維持に掛かる費用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金 (1 年あたり) 200 NA\$
	⑤料金減免措置の有無	無。
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハラル議定書に基づきナミビアを指定した意匠は、登録官が審査の上、ARIPO 事務局に無効の決定を通知しない限り、国内意匠と同じ効力を有する。(法第 109 条(2)) ・ ハーグ条約に基づきナミビアを指定した意匠は、登録官が審査の上、国際事務局に無効の決定を通知しない限り、国内意匠と同じ効力を有する。(法第 127 条(1))

①国名	<p style="text-align: center;">ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2018年8月1日施行 工業所有権法(2022年10月6日までの修正を含む) 2018年8月1日施行 工業所有権規則(2018年規則 No. 114)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内 (カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関連	ARIPO 加盟国、バンジュール議定書締約国、マドリッドプロトコール締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体、証明、商号 (法第 131 条)
	⑥商標の種類	視覚的に表現できるあらゆる標章。文字、図形、記号、立体、色彩又はこれらの組み合わせ (法第 131 条「標章」)
	⑦出願人資格	所有権の正当性を主張し、使用する又は使用予定のある者。 (法第 139 条(1))
	⑧権利付与の原則	先使用主義 (法第 154 条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ナミビア国内に郵便の宛先を定める必要があり、実質的に代理人を選任しなければならない。代理人には、登録官の承認を得て登録簿に登録した人であることを要する。(法律第 76 条、第 8 条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年毎に更新できる。(法第 157 条)
	⑬「グレース・リオト」	無。
	⑭不登録対象	(1) 他者の商品・役務と識別性に欠ける標章。 (2) 公序良俗に反する標章。 (3) 地理的表示などについて需要者に誤認・混同を惹起する標章 (4) 国家・国際機関の名称、記号、紋章等と同一又は類似する標章で、国の管轄機関の承認を得ていない標章。 (5) 登録申請が不誠実な商標。 (以上、法第 137 条)
	⑮防護標章制度の有無	有。商品・役務が同一又は類似していなくとも、ナミビアで著名な標章と同一又は類似し、需要者の誤認・混同を惹起する標章は登録することはできず(法第 137 条(1)(b))、侵害者を提訴することができる。(法第 152 条(4))
	⑯周知商標制度の有無	有。(法第 154 条(2))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。国際分類の商品又は役務の区分を 1 以上の商標を出願することができる。(規則 96(2))
	⑰実体審査の有無及び審査事項	有。相対的要件を含む不登録事由。 (法第 145 条)
	⑱審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度及び早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。登録査定となった商標は速やかに公告する。 (法第 146 条(6))
㉒異議申立制度の有無	有。何人も出願の公告日から 60 日以内に異議を申し立てることができる。 (法第 147 条(1)、規則 107(1))	

①国名	<p style="text-align: center;">ナミビア共和国 Republic of Namibia (NA)</p>	
商標制度	②無効審判制度の有無	有。利害関係人は何時でも無効を裁判所に提訴することができる。(法第 179 条)
	④不使用取消制度の有無	有。請求の 5 年前から 3 月前までの期間、継続して使用していない場合、何人も登録官に取消を請求することができる。(法第 176 条(1))
	⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(法第 133 条)
	⑥図形要素の分類	無。
	⑦譲渡要件	無。商標は、営業権とは無関係に譲渡することができる。需要者に誤認・混同を惹起する複数人への譲渡は無効である。(法第 174 条) 連合商標は一括して移転しなければならない。備考参照。(法第 162 条(4))
	⑧費用単位 NA\$(ナミビア・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出願基本料 600 NA\$ ・ 追加出願料 (1 区分あたり) 480 NA\$ ・ 登録及び公告料 500 NA\$ ・ 証明書発行手数料 100 NA\$ <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更新基本料 300 NA\$ ・ 追加更新料 (1 区分あたり) 240 NA\$
	⑨料金減免措置の有無	無。
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ バンジュール議定書に基づきナミビアを指定した商標は、登録官が審査の上、ARIPO 事務局に無効の決定を通知しない限り、国内商標と同じ効力を有する。(法第 109 条(2)) ・ マドプロに基づきナミビアを指定した商標は、登録官が審査の上、国際事務局に無効の決定を通知しない限り、国内商標と同じ効力を有する。(法第 200 条(2)) ・ 登録官が連合商標として登録することができる規定がある。(法第 162 条(1))